

サプライヤー行動規範

目的および適用範囲

本行動規範は、国内および国際的な法律、指令、規則、ならびに国連「世界人権宣言」、「子どもの権利とビジネス原則」、「ビジネスと人権に関する指導原則」、国際労働機関(ILO) 国際労働基準、「国連グローバル・コンパクト原則」などの国際基準（いずれも随時改正される）に基づいています。個人として誠実に行動し法令を遵守することは、すべての取引関係の基本です。

ホルビガーグループ各社（以下「ホルビガー」という）は、同じ価値観、原則、熱意を共有するサプライヤーからの協力を求めます。ホルビガーは、サプライヤーが誠実に業務を遂行し、このサプライヤー行動規範（以下「規範」という）の原則遵守をお約束頂けることを期待します。サプライヤーはホルビガーとビジネスを遂行することにより、本規範を遵守することに同意したものとします。

1. 法令遵守

事業を行う国の国内および国際的に適用されるすべての法律、指令、規制を遵守するものとします。ホルビガー各拠点の法的義務を受諾し、認識するものとします。その遵守義務においてホルビガーをサポートし、ホルビガーが要求する関連情報および保証を提供するものとします。

2. 人権

国際的に認められた人権の保護を尊重するものとします。従業員を公正かつ敬意をもって扱うものとします。労働環境は、年齢、性別、性的指向、障害、健康状態、民族、国籍、宗教、社会的出身、政治的意見を理由とする差別やハラスメントのないものとします。個人の尊厳、プライバシー、権利が尊重されなければなりません。

3. 児童労働および強制労働

あらゆる形態の現代奴隷制度を拒否するものとします。自らの業務およびサプライヤーの業務に児童労働や強制労働がないよう努めなければなりません。

4. 労働条件

法的または法定要件に従い、賃金、手当、社会負担金を支払うものとします。適用される労働時間および安全規制を遵守するものとします。職業上の危険から十分に保護された安全な労働環境を提供するものとします。従業員の結社の自由および団体交渉の権利を妨げてはなりません。

5. 紛争鉱物

経済協力開発機構(OECD)「責任ある企業行動のための OECD デュー・ディリジェンス・ガイダンス」を実施するものとします。製品に使用されるスズ、タングステン、タンタル、金が、国家または非国家の武装集団や非合法的治安部隊に資金を提供し、紛争、マネーロンダリング、人権侵害に加担する鉱山から調達されないよう適切な措置を講じるものとします。紛争鉱物に関する報告義務を果たすために必要なすべての情報をホルビガーに提供するものとします。

「責任ある企業行動のための OECD デュー・ディリジェンス・ガイダンス」

<https://mneguidelines.oecd.org/OECD-Due-Diligence-Guidance-for-RBC-Japanese.pdf>

6. 腐敗防止および贈収賄防止

あらゆる形態の汚職、賄賂、その他の不正行為を厳しく禁止するものとします。政府役人、公職の候補者、ビジネスパートナー、またはそれらの関係者に賄賂を渡してはならず、またそれらから賄賂を受け取ってはなりません。腐敗防止方針および慣行は、取引に関連する法域のすべての法的要件の遵守を保証するものとします。

7. マネーロンダリングおよびテロ資金調達

反マネーロンダリング規制を遵守するため、適切なリスク重視のビジネスパートナーの適正評価を実施するものとします。これには、企業の最終的な受益者の特定、並びに関連する法律および規制が要求する支払元の特定が含まれます。

8. 輸出管理および制裁

適用される範囲で、かつホルビガーとのあらゆる種類の商取引に関連する、EU、米国、英国、国連、および欧州安全保障協力機構(OSCE)の輸出入管理法および制裁、規制を遵守するものとします。ホルビガーに販売する商品またはサービスの原産国、材料または製品の構成、関税分類およびライセンス要件に関連するすべての情報をホルビガーに提供し、必要な場合は、輸出ライセンスまたはその他の政府承認を取得し、維持するものとします。

9. 競争法

違法に競争を制限する、または制限する可能性のある行為を行ってはなりません。これには、価格操作、入札談合、市場配分などの反競争的な商行為が含まれます。

10. 知的財産

契約上、組織上、技術上の適切な手段（秘密保持契約、アクセス制限、最新の IT セキュリティなど）を通じて、ホルビガーの技術および機密情報を不正使用、アクセス、開示から保護しなければなりません。

11. データ保護および情報セキュリティ

個人情報の処理に関する保護措置を含め、データ保護並びに情報セキュリティに関する法律および規制要件を遵守しなければなりません。ホルビガーの情報システムまたは通信のセキュリティに影響を及ぼす可能性のあるセキュリティ事故が発生した場合、速やかにホルビガーに通知するものとします。ホルビガーの個人データが影響を受ける可能性があることを認識した場合（実際のデータ侵害またはその疑いなど）、直ちにホルビガーに通知するものとします。

12. 環境

適用される法律、規制、および従来型の国際協定を遵守し、環境的に持続可能な方法で業務を遂行するものとします。その業務が大気、水、土壌、植物、動物、生態系を含む環境に及ぼす悪影響を防止し、継続的に減少させるよう努めるものとします。

13. サプライチェーンの遵守

本規範の原則をサプライヤーに伝えるための適切な手段を講じるものとします。誠意をもってコンプライアンスを監視し、サプライチェーンにおける持続可能なビジネス慣行の継続的な改善に努めるものとします。

14. コンプライアンス事故の報告

自らの事業所またはサプライチェーンにおける重大なコンプライアンス違反または本規範の違反について、ホルビガーに速やかに報告するものとします。こうした報告は、メールアドレス compliance@hoerbiger.com に送付するものとします。従業員およびビジネスパートナーに対し、ホルビガーの通報窓口 (<https://hoerbiger.integrityline.app/>) を通じて、ホルビガーの事業に関連するコンプライアンス違反を報告するよう奨励するものとします。

15. 監査

本規範の遵守を確認するため、施設、人員、記録への合理的なアクセスをホルビガーに提供するものとします。

お取引先様のご署名

私は、本取引先の法的代表者です。「サプライヤー行動規範」に署名することにより、本規範を遵守し、適用されるすべての法律および規制に準拠し運営されていることを確約します。

会社住所： _____

会社名： _____

適格請求書発行事業者登録番号： _____

氏名： _____ 印

役職： _____

Eメール： _____

日付： _____年_____月_____日

ご署名： _____